

# 公益社団法人 福島青年会議所 定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会議所は、公益社団法人福島青年会議所（英文名 Junior Chamber International FUKUSHIMA）と称する。

(事務所)

第2条 本会議所は、主たる事務所を福島県福島市に置く。

(目 的)

第3条 本会議所は、地域社会と国家の健全な発展を目指し、会員相互の信頼のもとに資質の向上と啓発に努めるとともに、国際的理解を深め国家及び世界の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

- 2 本会議所は、特定の政党のために活動しない。
- 3 本会議所は剰余金の分配を行うことができない。

(公益目的事業)

第5条 本会議所は、第3条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
  - (2) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
  - (3) 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
  - (4) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
  - (5) 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪の被害者の支援を目的とする事業
  - (6) その他、本会議所の公益目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については福島県において行うものとする。

#### (その他の事業)

第6条 本会議所は公益目的事業の推進に資するために必要に応じて次の事業を行う

- (1) 指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を促進する事業
- (2) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所、国内の青年会議所及びその他の諸団体と連携し、相互の理解と親善を増進する事業
- (3) 青年会議所の目的に関する社会的広報活動
- (4) その他、本会議所の目的を達成するために必要な事業

#### (事業年度)

第7条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

## 第2章 会員

#### (会員の種類)

第8条 本会議所の会員は次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般社団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員
- (3) 名誉会員
- (4) 賛助会員

#### (正会員)

第9条 正会員は福島市、福島県伊達郡川俣町に住所又は勤務先を有する満20歳以上40歳未満の品格ある青年で、第12条の規定により理事会の承認を受けた者をいう。ただし、事業年度中に40歳に達した者は、その事業年度の終了まで正会員としての資格を有するものとし、40歳に達した事業年度中に理事長の職にあり、続いて次年度に第35条に定める直前理事長に就任した者は、その事業年度の終了まで正会員としての資格を有する。

- 2 40歳に達した当該年度に本会議所の理事であった者は、前項にかかわらずその任期が終了するまで正会員としての資格を有する。
- 3 すでに他の青年会議所の正会員である者は、本会議所の正会員となることができない。

#### (特別会員、名誉会員、賛助会員)

第10条 特別会員とは、40歳に達した年の事業年度の末日まで正会員であり、理事会の承認を得た者をいう。

- 2 名誉会員とは、本会に功労があり、理事会で承認された者をいう。
- 3 賛助会員とは、本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人又は法人その他の団体で、理事会の承認を得た者をいう。

(会員の権利、義務)

第11条 正会員は本定款に定めるものほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に有する。

- 2 正会員は定款その他の規則を遵守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。
- 3 特別会員、名誉会員、賛助会員については別途規程に定める。

(入会)

第12条 本会議所の正会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 このほか入会に関する事項は、別途規程に定める。

(会費等の納入義務)

第13条 正会員は、入会に際し、別途会員資格規程に定める入会金を納入しなければならない。

- 2 正会員は、事業年度ごとに、別途会員資格規程に定める会費を納入しなければならない。
- 3 特別会員は、別途会員資格規程に定める会費を納入しなければならない。
- 4 賛助会員は、事業年度ごとに、別途会員資格規程に定める会費を納入しなければならない。

(休会)

第14条 正会員がやむを得ない事由により長期間各種会議、行事に出席できない場合は、理事会に休会申込書を提出し、理事会の承認を得た上で休会することができる。

- 2 このほか休会に関する事項は、別途規程に定める。

(退会)

第15条 本会議所を退社（以下「退会」とする。）しようとする正会員は、当該事業年度

の会費を納入して理事長に退会届を提出しなければならない。

- 2 退会は、理事会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りでない。
- 3 特別会員、贊助会員の退会については、別途規程に定める。

#### (除名)

第16条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数によりこれを除名することができる。

- (1) 本会議所の体面を傷つけ又は趣旨に反する行為のあったとき。
  - (2) 本定款その他の規則に違反したとき。
  - (3) 本会の秩序を著しく乱す行為をしたとき。
  - (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、総会の1週間前までに理由を付して除名する旨の通知をし、除名の議決を行う総会において、弁明する機会を与えるなければならない。
  - 3 特別会員又は贊助会員が第1項各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議により、当該会員を除名することができる。
  - 4 除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

#### (会員資格の喪失)

第17条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡又は失踪宣言を受けたとき。
- (3) 法人又は団体が解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総正会員が同意したとき。

#### (会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第18条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 本会議所の会員は、その資格を喪失しても、既納の入会金及び会費等につき返

還を求めることができない。

### 第3章 総会

#### (種類)

第19条 本会議所の総会は、定時総会と臨時総会の2種類とする。

2 前項の総会をもって一般社団法人・財団法人法上の社員総会とし、毎年1月に開催する定時総会をもって同法上の定時社員総会とする。

#### (構成)

第20条 本会議所の総会は全ての正会員をもって構成する。

#### (権限)

第21条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 理事長候補者の選出
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 次に掲げる規則の制定、変更及び廃止
  - 1, 会員資格規程
  - 2, 役員報酬規程
  - 3, 基本財産等管理規程
- (7) 正会員の除名
- (8) 資金の長期借入並びに重要な財産の処分及び譲受
- (9) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- (10) 理事会において総会に付議した事項
- (11) その他総会で決議するものとして法令及び本定款に定める事項

#### (開催)

第22条 定時総会は、毎年1月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に招集する。  
(1) 理事会が決議したとき。

(2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、理事に対し、総会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき。

(招集)

第23条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 総会を招集するには、次の事項を理事会の決議によって決定しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 前各号に掲げるもののほか、法令で定める事項

3 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、遅滞なくその日から6週間以内の日を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。

4 総会を開催する場合には、総会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面により、開催日の1週間前までに正会員に通知しなければならない。

5 理事長は、予め正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

6 理事長がやむを得ない事由により総会を招集できない場合は各理事が招集する。

(議長)

第24条 総会の議長は、理事長又は当該総会において選任された者がこれにあたる。

(決議)

第25条 総会の決議は、法令及び定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第28条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権)

第26条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

#### (議事録)

第27条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び議長の指名する正会員2名が署名又は記名押印する。

### 第4章 役員

#### (役員)

第28条 本会議所に次の役員をおく。

(1) 理事 15名以上40名以内

(2) 監事 1名以上4名以内

2 理事のうち、1名を理事長、2名以上5名以内を副理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人・財団法人法上の代表理事とする。

#### (選任)

第29条 理事及び監事は、総会においてこれを選任する。

2 理事は、本会議所の正会員のうちから選任しなければならない。

3 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。ただし、理事長を選定する場合においては、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法による。

4 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 監事には、本会議所の理事（配偶者又は3親等内の親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会議所の使用人が含まれてはならない。また各監事は、相互に配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係があつてはならない。

6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

7 その他役員の選任に関して必要な事項は、規程に定める。

#### (理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、本会議所を代表し、業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長の業務の執行を補佐する。
- 4 専務理事は、理事長の業務の執行を補佐し、事務局を管理して本会議所の業務を処理する。
- 5 理事会は、理事長以外の理事のなかから、一般社団法人・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事を選任することができる。
- 6 理事長及び前項に規定する業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること。
  - (2) 本会議所の業務及び財産の状況を監査すること。
  - (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
  - (4) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他の資料の調査をすること。
  - (5) その他法令に定める権限を行使すること。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会議所の事業及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第32条 理事の任期は、選任された事業年度に関する定時総会の終結のときまでとする。

ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任された事業年度の翌事業年度に関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 理事又は監事は、第28条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任される者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期が満了する時までとする。ただし、再任を妨げない。

(辞任及び解任)

第33条 役員は、理事会の承認を経て辞任することができる。

2 役員は、総会の決議により解任することができる。ただし、監事を解任するには、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第34条 役員は、無報酬とする。ただし、正会員の資格をもたない監事に関しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(直前理事長)

第35条 本会議所に、直前理事長を置くことができる。

- 2 直前理事長は前年度理事長がこれにあたり、理事長の経験を生かし、業務について必要な助言を行わなければならない。
- 3 直前理事長は理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 直前理事長の任期、辞任及び解任については第32条1項及び3項、第33条の規定を準用する。

(顧問)

第36条 本会議所に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、正会員の中から理事長が推薦し、理事会の決議によって選任する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に答え、又は業務について意見を述べることができる。
- 4 顧問は、理事会に出席し本会議所の運営に関する事項について助言することができる。
- 5 顧問の任期、辞任及び解任については、第32条1項及び3項、第33条の規定を準用する。

(理事の競業及び利益相反取引の制限)

第37条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会議所の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本会議所との取引
- (3) 本会議所がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本会議所とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後遅滞なく、その取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員の損害賠償責任の一部免除)

第38条 本会議所は、役員の一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の議決によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第5章 理 事 会

(構 成)

第39条 本会議所に、一般社団・財団法人法上の理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

第40条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会議所の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 総会で決する以外の規則の制定、変更及び廃止
- (6) 顧問の選任
- (7) その他法令及び本定款に定める事項

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会議所の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- (6) 第38条の責任の免除

#### (招 集)

- 第41条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とし、理事長が招集する。
- 2 理事長がやむを得ない事由により理事会を招集できない場合は各理事が招集する。
  - 3 通常理事会は毎月1回開催する。
  - 4 臨時理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
    - (1) 理事長が必要と認めたとき。
    - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を示して、理事長に招集の請求があつたとき。
    - (3) 一般社団・財団法人法第101条の規定により、監事から理事長に招集の請求があつたとき。
  - 5 前項第2号又は第3号の請求があつた日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事又は監事は、臨時理事会を招集することができる。
  - 6 理事会を招集するには、理事会の日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。ただし、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

#### (議 長)

- 第42条 理事会の議長は、理事長又は当該理事会において選任された者がこれにあたる。

#### (決 議)

- 第43条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

#### (議事録)

- 第44条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、当該理事会に出席した理事長及び監事は、これに署名又は記名押印をしなければならない。

## 第6章 例会及び委員会

#### (例 会)

第45条 本会議所は、毎月1回以上（年12回以上）例会を開催する。

2 例会の運営については、理事会の議決により定める。

（委員会）

第46条 本会議所は、目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するため  
に委員会を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長及び副委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を経て委嘱する。

4 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、監事及び直前理事長等を除き、原則  
として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

（室、会議、特別委員会）

第47条 本会議所は、必要に応じて、室、会議、特別委員会を置くことができる。

2 前項に関して必要な事項は、別に定める規程による。

## 第7章 資産及び会計

（財産の構成）

第48条 本会議所の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

（1）財産目録に記載された財産

（2）入会金及び会費

（3）寄付金品

（4）事業に伴う収入

（5）資産から生じる収入

（6）その他の収入

2 本会議所の経費は、前項の財産をもってこれにあてる。

（基本財産）

第49条 基本財産は、第5条の公益目的事業を行うために保有する。

2 基本財産は、総会で基本財産として繰り入れることを議決した財産とする。

3 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむ  
を得ない事由があるときは、総会において総正会員数の3分の2以上の同意を得  
て、その全部若しくは一部を処分し、又は担保に供することができる。

4 基本財産の運用益は、第5条の公益目的事業に使用しなければならない。

(財産の管理、運用)

第50条 本会議所の財産の管理、運用は、理事会の決議に基づき理事長が行い、その方法は別に定める規則による。

(会計原則並びに区分)

第51条 本会議所の会計は、法令及び行政庁の指導に従い、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、収益事業等ごとに区分して経理しなければならない。

(事業計画及び收支予算)

第52条 本会議所の事業計画書、收支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書面については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 第1項の書類については、主たる事務所に当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第53条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
  - (5) 認定、認可、許可及び登記に関する書類
  - (6) 理事会及び総会の議事に関する書類
- 4 本会議所は、第1項の定時総会の終結後直ちに法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第54条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定しなければならない。

(資金の長期借入及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第55条 本会議所が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する借入金を除き、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

2 本会議所が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、前項と同じ総会の議決を得なければならない。

## 第8章 管理

(事務局)

第56条 本会議所の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には事務職員若干名を置くことができる。
- 3 事務職員は理事会の承認を経て理事長が任免する。
- 4 前各項のほか、事務局に関する事項は、理事会の議決により別に定める。

## 第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第57条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第58条 本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

(公告)

第59条 本会議所の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第10章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第60条 この定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第61条 本会議所は、総会において総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届けなければならない。

(解散)

第62条 本会議所は、一般社団・財団法人法第148条第1号、第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第63条 本会議所が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を、当該取消しの日又は当該合併の日から一ヶ月以内に、総会の議決により、本会議所と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第64条 本会議所が解散等により清算をするときにある残余財産は、総会の議決を経

て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第11章 補則

(委任)

第65条 本定款に別に定めるもののほか、本会議所の運営に必要な事項は、理事会の議決により定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は吉田大樹とする。